

## 各種申請書の押印廃止について

令和 2 年 12 月 25 日付、健康保険法施行規則の一部改正により、押印を求める手続きが見直されました。これにより、当組合の各種申請書における押印についても原則廃止といたします。

※一部の帳票は、引き続き押印が必要となりますのでご注意ください。

### 押印廃止の対象となる印

事業主、社会保険労務士、被保険者、医師および助産師の印

### 引き続き押印が必要な帳票

- ・出産育児一時金(市区町村長から証明を受ける場合) … 市区町村長の印
- ・療養費支給申請書の添付書類 … 領収(診療)明細書(医師の印)  
領収(調剤)明細書(薬剤師印)  
医師の意見書(医師の印)  
装具等の作成指示書(医師の印)

### 記載内容の訂正方法

記載内容に誤りがあるときは、次のとおり訂正してください。

- ・被保険者欄 … 訂正箇所を二線で消し、被保険者氏名を記入
- ・事業主証明欄、医師証明欄 … 訂正箇所を二線で消し、証明者の氏名を記入

※押印欄のある帳票につきましても従来通り使用可能です。(押印不要)